

お知らせ

県民会館及びジョイナスのご利用手続きが一部変わります

秋田県民会館及びジョイナスの管理運営は、(財)秋田県総合公社が指定管理者として行っておりますが、管理運営の指定期間は平成23年3月31日までとなっております。

平成23年4月1日以降の管理運営については、県議会における指定管理者の指定の議決を経て、引き続き当公社が行うこととなりましたが、秋田県民会館条例の一部改正(平成22年6月22日公布)等に伴い、ご利用手続きが一部変更になりますのでお知らせいたします。

ジョイナスの受付や料金納付手続きは県民会館の窓口で行います

ジョイナスは、平成23年度から県民会館の施設として一体的に管理することになりました。このため、利用申請や料金納付などの受付窓口は、平成23年度から県民会館に統一いたします。また、ジョイナスの多目的ホールは小ホールへと名称が変更になります。

利用料金に変更になる場合があります

県民会館及びジョイナスの平成23年度以降の施設の利用料(施設の使用料)については、利用料金制の導入に伴い、知事の承認を受けて指定管理者が定めることとなります。このため、新たな利用料金は、平成23年1月末以降にお知らせする予定です。

県民会館の利用料金の納付方法は現金になります

県民会館の使用料については、利用料金制の導入に伴い、平成23年度以降、秋田県証紙による納付ができなくなります。

なお、事務手続きや使用方法についても、見直しを行い変更する場合がございます。皆様にはご不便とご迷惑をおかけしますが、あらためてご案内いたします。

ご不明な点はお問い合わせください
秋田県民会館
〒010-0875 秋田市千秋明徳町 2-52
TEL 018(834)5055 FAX 018(834)5056